

【問題】 Aは、甲警察署において、警察官Pらにより自己の恐喝事件について取り調べられたが、その際、Aが出入りする飲食店で違法賭博が行われた疑いがあるとして、同事件についての情報提供を求められた。Aは、自身もその賭博に関与していたことから、恐喝に加えて同罪の嫌疑が自分に及ぶことを避けたい一方で、警察に協力することで自分の立場を有利にしようと考えて、遊び人仲間で後輩のXらに対し、「俺を助けると思って、俺の言うとおりに警察でしゃべってくれ。警察は有罪になっても罰金で済むといっているし、罰金は自分が全部面倒を見るから。」ともちかけた。Xらは、この件について、同じ遊び人仲間のBに相談したところ、「お前らもよく知っているとおり、Aさんの言うことに従わないとあとが怖いぞ。罰金は払ってもらえるのだから、おとなしく言うとおりにしておけ。」と告げられたため、Aに対しその指示に従うことを約束した。

そこで、Aは、Xらに警察に対して供述すべき内容を具体的に指示する一方で、Pらに対し賭博事件に関する情報を提供し、その犯人として、Xらの名前を挙げた。これを受けて、PらはXを警察署に出頭させて取り調べ、Aが提供した情報に沿って作成した図表を示しながら同事件への関与について尋ねたが、これに対し、Xは、予めAから指示された通りの供述を行った。Pらはこれを調書に録取したが、その内容は犯行を全面的に認めるものであった。その後、Xは、賭博の事実により（略式手続によることにつき異議があったため、通常の手続で）起訴され、同被告事件公判において、検察官は、上記Xの供述調書の取調べを請求した。これに対し、X側は同調書を証拠として採用することに異議を申し立てた。

下線部の供述調書の証拠能力について論じなさい。

【出題趣旨】 証拠能力に関する諸法則の内容・趣旨、そして関係性についての理解を問う問題である。下線部の供述調書に含まれるXの供述は、「自己の犯罪事実の全部または主要部分を直接認める内容の供述」であり、「自白」に該当し、（憲法 38 条 2 項を受けて）刑訴法 319 条 1 項が定める自白排除法則の適用が問題となる。その際には、本問では警察による取り調べには特に違法な点はないものの、Bによる脅迫の発言の影響下で、自白の任意性が否定されるかどうかが問題となるため、自白排除法則の実質的根拠を何処に求めるかによって判断内容が変わってくることになる。さらに、自白も「供述」の一種であるから、公判外で行われた本件供述については伝聞法則も適用されるが、不利益事実の承認に該当するため、刑訴法 322 条 1 項の書面に該当する点についても触れる必要がある。なお、違法収集証拠排除法則との関係に触れてもよいが、本問では、捜査機関の行為に違法なところはないため、結論としては、適用がないということになる。

【採点基準】

- 合計して50点を超えるときは、50点で評価。各項目の点数は、上限を意味する。
- 1. 自白排除法則との関係（40点）
- 下線部の供述調書に録取された供述が自白に該当する旨の指摘（5点）

- 自白排除法則の内容・趣旨の説明（虚偽排除説、人権擁護説、任意性説、違法排除説等のうち、いずれか一つでよい）（15点）
- 虚偽排除説ないし人権擁護説に立つ場合は、任意性の有無について具体的事実を挙げながら検討し、証拠能力の有無について（結論はいずれでもよい）、とくに最大判昭和45・11・25刑集24巻12号1670頁等の判例も意識しながら説得的に結論を導いていること（20点）
- 違法排除説に立つ場合には、具体的事実を挙げながら捜査機関による取調べ等にはとくに違法な点がないことを指摘し、証拠能力が否定されない旨の結論（20点）

2. 伝聞法則との関係（10点）

- 下線部の供述調書が刑訴法320条1項の「書面」に該当することから、伝聞法則により、X側の同意がない限り証拠能力が否定されること（5点）
- 本問では、X側は当該供述証拠の採用に異議を申し立てており、同意はないといえるが、不利益事実の承認として刑訴法322条1項の書面に該当することの指摘（3点）。
- 322条1項により証拠能力が認められるための要件（任意性）充足の有無（3点）

3. 違法収集証拠排除法則との関係（3点）

- 本問捜査については違法な点は特に見当たらないため、違法収集証拠排除法則に触れる必要は必ずしもないが、触れた上でその適用がないことに適切に言及されていれば、3点を限度に加点する。